



県章

山形県公報

令和3年7月2日(金)
第218号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定……………(置賜総合支庁地域保健福祉課) ……713
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……同
- 指定居宅サービス事業者の指定……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……714
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……同
- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……同
- 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……715
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁建設総務課) ……同
- 同……………(同) ……同
- 県道の供用の開始……………(同) ……716
- 公共測量の終了の通知……………(県土利用政策課) ……同
- 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程……………(会計局) ……同

公 告

- 大規模小売店舗の変更の届出……………(商業・県産品振興課) ……719
- 同……………(同) ……同

告 示

山形県告示第573号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

令和3年7月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
医療法人よこやまクリニック	よこやまクリニック 訪問リハビリテーション 米沢市東一丁目3番21号	訪問リハビリテーション	令和3.6.21

山形県告示第574号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

令和3年7月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
医療法人よこやまクリニック	よこやまクリニック 訪問リハビリテーション 米沢市東一丁目3番21号	介護予防訪問リハビリテーション	令和 3. 6. 21

山形県告示第575号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

令和3年7月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社伊藤総業	ダスキンヘルスレント山形庄内ステーション 東田川郡三川町大字押切新田字前川原262	福祉用具貸与	令和 3. 7. 1
株式会社伊藤総業	ダスキンヘルスレント山形庄内ステーション 東田川郡三川町大字押切新田字前川原262	特定福祉用具販売	同

山形県告示第576号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

令和3年7月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社伊藤総業	ダスキンヘルスレント山形庄内ステーション 東田川郡三川町大字押切新田字前川原262	介護予防福祉用具貸与	令和 3. 7. 1
株式会社伊藤総業	ダスキンヘルスレント山形庄内ステーション 東田川郡三川町大字押切新田字前川原262	特定介護予防福祉用具販売	同

山形県告示第577号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和3年7月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
株式会社大進	ダスキンヘルスレント庄内ステーション 東田川郡三川町大字押切新田字前川原 262	福祉用具貸与	令和 3. 6. 30
株式会社大進	ダスキンヘルスレント庄内ステーション 東田川郡三川町大字押切新田字前川原 262	特定福祉用具販売	同

山形県告示第578号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和3年7月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者 の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
株式会社大進	ダスキンヘルスレント庄内ステーション 東田川郡三川町大字押切新田字前川原 262	介護予防福祉用具 貸与	令和 3. 6. 30
株式会社大進	ダスキンヘルスレント庄内ステーション 東田川郡三川町大字押切新田字前川原 262	特定介護予防福祉 用具販売	同

山形県告示第579号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において令和3年7月2日から同月16日まで縦覧に供する。

令和3年7月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山形山寺線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
山形市大字山寺579番から 同 字宮崎601番1まで	旧	15.8メートル } 11.2	メートル 132
同 上	新	19.5メートル } 13.2	同 上

山形県告示第580号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において令和3年7月2日から同月16日まで縦覧に供する。

令和3年7月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山形永野線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
上山市永野字蔵王山国有林237林班リ	3小班から	旧	40.9メートル	110メートル
同	ら1小班まで		7.5	
同	上	新	27.0メートル	同上
			7.5	

山形県告示第581号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。
 なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において令和3年7月2日から同月16日まで縦覧に供する。
 令和3年7月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 山形山寺線
- 2 供用開始の区間 山形市大字山寺579番から
同 字宮崎601番1まで
- 3 供用開始の期日 令和3年7月2日

山形県告示第582号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。
 令和3年7月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域 北村山郡大石田町大字今宿地内
- 2 公共測量を実施した期間 令和3年4月13日から同年6月15日まで
- 3 作業の種類 公共測量（2級基準点測量）

山形県告示第583号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。
 令和3年7月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第4中	「	北山形支店	円応寺町5番7号	」	を
	「	霞城支店	城南町一丁目1番1号	」	
	「	北山形支店	円応寺町5番7号	」	に、

〃	鶴岡西支店	〃	みどり町18番60号	〃	〃
〃	鶴岡東支店	〃	東原町1番31号	〃	〃

を

〃	鶴岡西支店	〃	みどり町18番60号	〃	〃
---	-------	---	------------	---	---

に、

〃	鈴川支店	〃	五十鈴三丁目1番10号	〃	〃
---	------	---	-------------	---	---

を

〃	霞城支店	〃	あかねヶ丘三丁目2番1号	〃	〃
〃	鈴川支店	〃	五十鈴三丁目1番10号	〃	〃

に、

〃	温海支店	〃		〃	〃
---	------	---	--	---	---

を

〃	鶴岡東支店	〃		〃	〃
〃	温海支店	〃		〃	〃

に、

〃	宝田支店	〃		〃	〃
〃	朝陽町支店	〃	東原町1番31号	〃	〃

を

〃	朝陽町支店	〃		〃	〃
〃	宝田支店	〃		〃	〃

に改める。

別表第5中

〃	秋田支店	秋田市保戸野千代田町 2番58号	〃	〃
〃	本荘支店	由利本荘市裏尾崎町91 番地	〃	〃

を

〃	本荘支店	由利本荘市裏尾崎町91 番地	〃	〃
---	------	-------------------	---	---

に、

〃	本荘支店石 脇出張所	由利本荘市裏尾崎町91 番地	〃	〃
---	---------------	-------------------	---	---

を

〃	秋田支店	由利本荘市裏尾崎町91 番地	〃	〃
〃	本荘支店石 脇出張所	〃	〃	〃

に改める。

附 則

この規程は、令和3年7月5日から施行する。ただし、別表第5の改正規定は同月12日から、別表第4の改正規

定中

〃	北山形支店	〃 円応寺町5番7 号	〃	〃
〃	霞城支店	〃 城南町一丁目1 番1号	〃	〃

を

〃	北山形支店	〃 円応寺町5番7 号	〃	〃
---	-------	----------------	---	---

に改める部分及び

〃	鈴川支店	〃 五十鈴三丁目1 番10号	〃	〃
---	------	-------------------	---	---

を

〃	霞城支店	〃 あかねヶ丘三丁 目2番1号	〃	〃
〃	鈴川支店	〃 五十鈴三丁目1 番10号	〃	〃

に改める部分は同年8月16日か

ら施行する。

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業・県産品振興課及び村山総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに天童市役所において令和3年11月2日まで縦覧に供する。

令和3年7月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
お宝中古市場山形天童店
天童市大字山元字藤田1019番1外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社ビバホーム 埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目13番1号
代表取締役 坂本 晴彦
- 3 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社LIXILビバ	埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目13番1号	渡 邊 修

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社ビバホーム	埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目13番1号	坂 本 晴 彦

- 4 変更年月日
 - (1) 名称に係るもの 令和2年11月10日
 - (2) 代表者の氏名に係るもの 令和3年4月1日
- 5 届出年月日
令和3年6月10日
- 6 その他
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和3年11月2日までに知事に提出することができる。
 - (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
 - (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
 - (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業・県産品振興課及び村山総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに山形市役所において令和3年11月2日まで縦覧に供する。

令和3年7月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ビバホーム山形元木店舗
山形市南二番町5番5号

- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社ビバホーム 埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目13番1号
代表取締役 坂本 晴彦

3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
(変更前)

名 称	所 在 地
L I X I Lビバ山形元木店舗	山形市南二番町5番5号

(変更後)

名 称	所 在 地
ビバホーム山形元木店舗	山形市南二番町5番5号

- (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社L I X I L ビバ	埼玉県上尾市上298番地の1	豆 成 勝 博

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社ビバホーム	埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目13番1号	坂 本 晴 彦

4 変更年月日

- (1) 3の(1)に掲げる事項 令和2年11月10日
(2) 3の(2)に掲げる事項
イ 名称に係るもの 令和2年11月10日
ロ 住所に係るもの 平成26年11月10日
ハ 代表者の氏名に係るもの 令和3年4月1日

5 届出年月日

令和3年6月10日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和3年11月2日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
(3) 意見